

骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援事業助成金の申請について

令和5年4月1日

1	白血病等をはじめとする血液疾患の治療には、骨髄・末梢血幹細胞移植が有効とされています。骨髄等の提供には、年齢制限があるため、若い方のドナー登録を増やすことが大切です。ただ、ドナー候補者として選ばれた場合、精神的・身体的負担や不安などを抱えてしまうことも事実です。その負担や不安を軽減するため、骨髄等の提供を行う方に1人あたり、最大20万円の助成金を交付します。
2	助成対象の方は以下の条件をすべて満たす方です。 1) 令和5年4月1日以降に日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞提供をした人 2) 骨髄等の提供を行った日に伊丹市内に住所がある人 3) 助成金の交付申請をした日に兵庫県内に住所がある人 4) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていないこと ※骨髄等の採取のために行った手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための日数は対象となりません。
3	助成金額は、骨髄等の提供のために下記の理由により通院、入院の日数に2万円を乗じた額とし、1回の提供につき最大10日間で合計20万円となります。 健康診断のための通院 自己血保存のための通院 骨髄等の採取のための入院 その他骨髄などの提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院、入院又は面談
4	助成金を申請する場合には、窓口で下記の持ち物を持参の上お越しくください。 1) マイナンバーカード、免許証等のコピー 2) 振込口座のコピー 3) 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類 4) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接をした日を証する書類
5	申請後、審査の上、該当すれば決定通知書を翌月月末までに送付し、振込いたします。該当しない場合もその旨を文書で連絡いたします。
6	申請期限は、骨髄等を提供した日より1年以内となります。

お問い合わせ

伊丹市立保健センター

Tel 072-784-8080

Fax 072-784-3281